森林・山村多面的機能 発揮対策事業の進め方

令和4年2月21日

北海道森林·山村多面的機能発揮対策地域協議会

森林 · 山村多面的機能発揮対策

- I 令和4年度事業の主な変更点(一部案)
 - 1. 実施要領の改正
 - 2. モニタリング調査のガイドライン改正

Ⅱ 令和4年度事業の留意点

- 1. 関係人口(マッチング)の取組
- 2. アドバイザーの活用等について
- 3. 安全対策

1. 実施要領の改正

1-1) 活動組織の交付決定通知で、以下の条件を付すものとする。

ア 対象活動の不適合

- ①活動組織の活動が活動計画の内容に沿わないと地域協議会長が認めた場合、活動組織は活動された本交付金の全部又は一部を活動開始年度に遡って返還すること。ただし、対象面積の減小が伴う場合はイに規定によることができる。
- ②本交付金が、<u>計画された活動の実施以外の目的に使用されていると地域協議会</u> 長が認めた場合、計画された活動の実施以外の目的に支出された交付額に相当 する金額を返還すること。

イ 転用による対象森林面積の減小

①活動期間中及び活動計画による<u>実施期間が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に本交付金の活動森林等を森林以外の用途に転用</u>(本交付金の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は借地権、地上権等の設定をさせた後、本交付金の活動森林等が森林以外の用途へ転用される場合を含む) <u>する行為又は活動森林等の立木竹の全面伐採除去を行う行為並びにその他本交付金の目的を達成することが困難となる行為をしようとした場合は、あらかじめ地域協議会に届け出るとともに、当該行為をしようとするうち当該対象森林部分に相当する交付金を返還すること。</u>

1-2) 実施要領の様式の改正

- ア(様式第3号)森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書
 - 旧 → 3. 地区の概要、取組の背景
 - 新 → 3. 地区の概要、取組の背景・取組の概要、地元自治体、 自治会、集落等のニーズに対応する地域活性化への 寄与等を記載する。
 - 4. 5 (省略)
 - (6.地元の自治体、自治会、集落等のニーズに対応する 地域活性化への寄与) (削る)
- イ (**様式第15号**) ○年度 森林山村多面的機能発揮対策交付金(活動記録)
 - ①「活動開始時間帯」及び「実施時間」の文言を削除
 - ②参加活動人数欄に**「地域外関係の参加者」を追加。**
 - ③「整理番号」を「備考」に変更

- ウ (様式第16号) 別添1 作業写真整理帳を改正
 - ①活動日毎の写真は、集合写真のみ必須。
 - ②活動場所毎の作業写真は、作業起番毎に1箇所撮影。 作業起番の面積が1ha以上の場合は、2箇所以上撮影。 (活動開始前、活動中、活動後)
 - ③写真番号の横に「年月日」を追加
 - ④ (様式第16号) 別添 2 (デジカメの写真で主要でないもに) は削除

注)作業起番とは、小班面積や地番等の区域。

- エ (様式第22号) 森林・山村多面的機能発揮に対する効果 チェックシート
 - ①交付金取得年度は、「H25~R3」から選択方式を、「年 度」記載方式に変更。
 - ②3関係人口の創出についての特記事項(災害等の状況)の 欄は、「記載方式」を「項目選択」に変更。

2. モニタリング調査のガイドライン改正(案)

- 1) 「モニタリング調査」について
 - ア 本交付金の効果を対外的に数値を用いて説明するのに利用
 - イ <u>達成率</u>(目標を達成した組織数)が<u>低位であることは問題</u>
 - ①目標達成できないケース
 - ・将来の目指す姿を目標として設定・・数値化できていない
 - ・<u>他律的な指標値(開花率等)</u>を目標設定・・**予測**できない
 - ・作業量や、伐採量が**過剰な目標**・・・**達成**できない
 - ②目標達成率向上のためのガイドラインを改正(R4・4月改正予定)
 - ・数値目標を立てる、様式に記入する
 - ・<u>予測困難、達成困難な目標設定は慎重に検討し代替案も含め検討</u> する
 - PDCAにより目標達成を目指す(状況に応じて目標の修正も検討する)
 plan (計画)→ do (実行)→check (評価)→action (改善)
 - ・理解の向上

2) ガイドライン改定方針

1年目の手順

2年目・3年目の手順

・数値目標を立てる、 様式に記入する

①目標林型(森づくりの目標)と調査方法を決める 「活動計画書」に目標林型と調査方法を記載する ⑦「活動計画書」に数値 1年目の採択申請 目標を記載(変更)する 1年目の採択決定 2・3年目の採択申請 ②初回調査を行う 2・3年目の採択決定 採択申請前 の実施も可 ③数値目標を決める ④交付金の活動を行う ⑤年次調査を行う(地域協議会へ報告する) ⑥「活動計画」を見直す(作業内容、数値目標等)

2年目 降 書数 標を記 ま 変 更

図 モニタリング調査の実施・報告の流れ

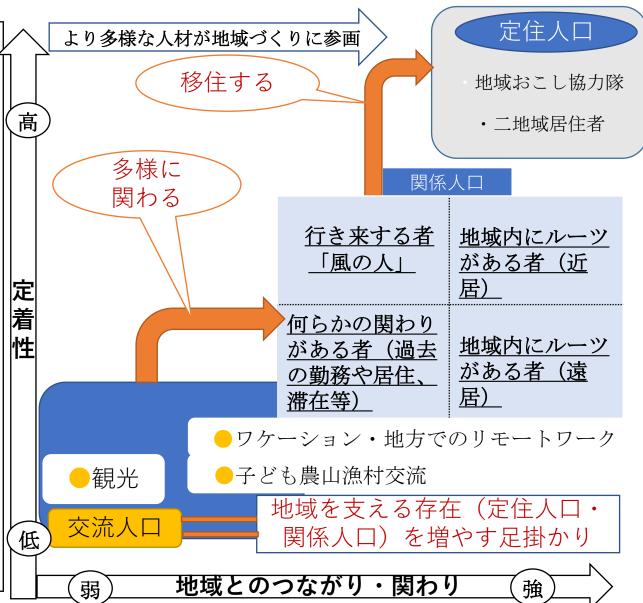
Ⅱ 令和4年度事業の留意点

1 関係人口(マッチング)の取組

関係人口とは

- ○「関係人口」とは、移住 した「定着人口」でもな く、観光に来た「交流人 口」でもない、地域や地 域の人々と多様に関わる 者
- ○近年、若者を中心に変化 を生み出す人材が入り始 めている地域もあり、

「関係人口」と呼ばれる 地域外の人材が地域づく りの担い手となることが 期待。

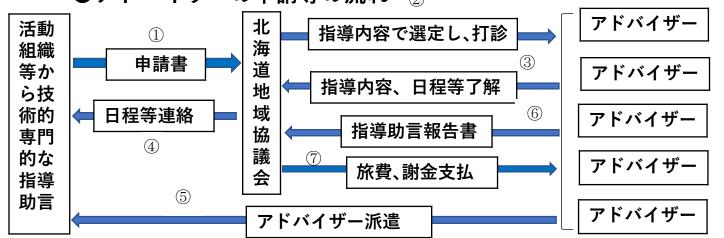


11月8日時点

2. アドバイザーの活用等について

専門分野	認定人数
①森林施業技術	114
②侵入竹の伐採・除去・利活用	5 3
③森林資源の活用(木質バイオマス・炭焼・しいたけ原木等)	7 3
④他地域との交流・連携(活動内容の調整、交流、連携環境の調整等)	5 2
⑤組織づくり(資金調達、企業連携、CSR、情報発信等)	3 8
⑥その他森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動の推進に関するもの	5 7





注:予 算が無 く 次第終 了

3. 安全対策

今年度の災害発生状況

発生日時	受傷状況	作業内容
令和3年7月17日10時30分頃	右足脛骨骨折、左大腿骨剥離骨 折	切り捨て間伐、(伐倒、枝払い、 玉切り)
令和3年8月日11時頃	左鎖骨骨折、左腕骨折	枯損木の伐倒作業
令和 3 年9月12日10時頃	蜂刺され(スズメバチ)	立ち枯れ木の伐採
令和3年10月8日11時20分頃	蜂刺され (オオスズメバチ)	伐採集積作業中
令和 3 年11月21日9時40分頃	背骨破裂骨折による脊髄損傷	作業道上の倒木(枯損木)処理

災害が発生した場合、直ちに北海道森林山村多面的機能発揮対策地域協議会へ報告願います。特に死亡や重傷の場合は至急電話にてその旨を連絡してください。

災害発生報告内容は、発生日時、発生場所、活動組織名、被災者氏名、年齢、性別、発生状況、対応経過、負傷の状況、その他の情報(可能な限り)当日の装備状況(ヘルメット、手袋、チャップス等の装備状況)、保険加入状況、資格取得状況(チェーンソーの資格、伐木等特別教育等の状況)、その他

Ⅲ 森林·山村多面的機能発揮対策

- 1. 申請(実施報告)書の提出資料等について
- 2. 対象となる活動組織等
- 3. 交付金の採択要件
- 4. 採択申請から完了までの流れ
- 5. その他活動の留意事項

1. 申請(実施報告)の提出資料等について

- 1) 採択申請(実施報告)書等の様式の追加等
- アー申請様式追加

(様式第1号) 提出書類チェックリスト、(様式第8号) 資機材購入内訳書、 (様式第9号) 他の補助金・助成金の申請状況

- イ 様式番号、記載内容の一部追加変更
- 2) 資金繰り計画書(時期:6月上旬頃)
- ア (様式第2号) 採択申請書に記載するスケジュールにもとづく資金計画書の提出
- 3) 申請面積等の現地確認(時期:交付決定通知後から)
- ア 活動組織に申請面積の確認 (GPS等の機材) へ出向きますので、境界等を明らかに しておいてください。
- 4) 令和5年度森林·山村多面的機能発揮対策事業新規仮申込書
- ア 翌年度事業量の把握(対象:新規及び3年目活動組織)。
- 5) アドバイザー制度の活用について(R3年度から対応開始)
- ア 活動組織等の課題解決のために、技術的・専門的な観点から指導助言の実施。
- 6) マッチングイベントの開催
- ア 関係人口創出・維持タイプを実施するためのマッチングイベント を開催予定。

2. 対象となる活動組織等

- 1)地域住民、森林所有者、自治会、地域外関係者等、 3名以上で構成する組織(<u>3名の活動組織で、1名</u> が活動に不参加の結果となった場合、活動に不参加 の構成員は、構成員として認められないことになり、 採択を取消すことがありますので、注意願いま す。)
- 2) 会費徴収等により財政基盤が確保されており、自 立活動できる組織。
- 3) 交付金の上限額 1活動組織500万円(国費) を上限とする。
- 4) 事業実施期間 3年間

3. 交付金の採択要件

1)活動組織

- ア 北海道内に主たる事務所を置いていること。
- イ 活動組織の運営に関する規約等を、様式に従い定 めていること。

NPO法人など既存の組織を活用して活動を行う場合は、既存の様式の定款等と交付金様式の内容を比較し、足りない条項を細則等として別に定めていること。

- ウ 実施要領等に定められている書類の調整・整備ができること。
- エ 地域協議会で定める期日までに、交付金の交付に 係る必要書類(採択申請書、実施状況報告書及び アンケート調査等)を作成できること。

- 2) 対象森林等
- ア 活動を行う森林は、森林経営計画を作成していないこと。
- イ 面積は0.1 %以上。 (<u>0.1 %未満の面積を合算して、0.1 %以上になっても対象になりません。</u>)
- ウ 森林機能強化タイプは、メインメニュー区域の 環境保全タイプや森林資源利用タイプの区域ま で到達するために必要な作業道や歩道の整備及 び鳥獣害防止柵の設置等(限度額:申請総額の 50%が上限)。
- エ 関係人口創出・維持タイプの地域外関係者の参加人数は、申請時に10名以上の参加氏名を明記。

3) 協定書の締結

- ア 森林所有者(構成員所有含む)と3年以上 の期間で協定を締結
 - ① (様式第6号) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書
 - 注1:森林所有者と協定書を締結していれば、学校林や公有林も活用は可能。また国有林も一定条件の下で対象となります。 また、森林所有者が変更した場合、新たな所有者と協定書を 結ぶ必要があります。
 - 注2:対象の森林所有者が複数(共有者含む)の場合、協定書は全 員の署名と捺印が必要です。
 - 注3:<u>活動を2年間実施し、3年目の活動を実施しない場合、</u> 既に交付した交付金は、全額返還していただく場合があります。

- 3) イ この事業を実施するための条件
- ①会費の徴収等により財政基盤が確保され、自立活動できる組織であること。
- ②活動計画書に、活動の目標、活動の設定及びモニタリング調査方 法及び活動の持続性の取組を必ず記載し、結果を報告のこと。
- ③対象森林内で、活動組織の会員が全員参加し、安全講習や森林施 業技術研修等を必ず実施のこと。
- ④活動時に必要な安全整備を備え、傷害保険に加入すること。 又、林内に入林する際、必ずヘルメットを着用のこと。
- ⑤林野庁の定めた「安全のための規範」を踏まえ、安全作業に関する取組を実施し、同規範のチェックシートを提出する。

3) ーウ 事業内容を理解していただくために

申請前に、事業内容を理解していただくために、下 記資料(北海道地域協議会のHPに登載)を読んでい ただき、応募願います。

記

- ①令和4年度森林·山村多面的機能発揮対策交付 金募集要領
- ②森林·山村多面的機能発揮対策実施要領
- ③森林・山村多面的機能発揮対策交付金Q&A集
- ④森林·山村多面的機能発揮対策実施要綱
- ⑤森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱
- ⑥その他林野庁及び当地域協議会で定めた資料

3) -エ 活動内容の選択

【メインメニュー】

①地域環境保全タイプ、②森林資源利用タイプ (1年目12万円/ha、2年目11.5万円/ha、3年目11万円/ha)

- ・同一場所では、①と②の両メニューは実施できません。
- ・2期目(4~6年目)以降の活動ルール 原則、1期目(3年間)の活動を終え、引き続き同一箇所では本事業を実施できませんが、例外として、下表の例1の①タイプは、同一箇所であっても2期目に②タイプを実施可能です。

例	1期目(1~3年目)		2期目(4~6年目)	適否の 判断
1	①地域環境保全タイプ (里山林保全)	→	②森林資源利用タイプ	0
2	②森林資源利用タイプ	\rightarrow	①地域環境保全タイプ (里山林保全)	×

【サイドメニュー】

- ①森林機能強化タイプ
- ②資機材及び施設の整備

800円/m 購入額の1/2又は1/3助成

- ③関係人口創出・維持タイプ
- ○<u>最低活動回数等:1年間に10名以上の地域外の人との活動が1回以上</u> 関係人口(地域外関係者)が地域住民と共同で森林管理活動を継続して実施するためには、地域住民が主体となった従来との取り組みとは違い、事前に活動内容をしっかりと調整することや受入環境を整備する必要があることから、これらの活動に必要な経費を支援する。
- ○関係人口創出・維持タイプを取り組むには、次の条件がある。
 - ・メインメニューと併せて実施(本サイドメニューの単独実施可)。
 - ・10名以上の地域外関係者が活動を年1回以上実施。
 - ・地域外関係者と活動前に綿密な打合せの実施。
 - ・採択申請書に地域外関係者の氏名等を記載することを要件とし、真に 地域外関係者との活動に取り組む意向のある活動組織に限定。
 - ・地域外関係者は、活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者。
- ○このタイプの資金使途

人件費、燃料代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット、安全靴、なた、のこぎり、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費等

※「・」要件5つ全て満たさない(満たさなかった)場合は、交付金を 交付しない(交付金は返還)。

4. 採択申請から完了までの流れ

採択申請書(事前審査)の提出

提出期限:R4年2月22日~3月10日(木)17:00 交付金募集要項で申請に必要な様式及び資料(①~⑤)

①紙で申請(電 活動組織 地域協議会 子申請不可) 申請書・活動 申請書等の内容を確認 ②審查·内容確認 計画書等作成 ・活動内容等の審査 ③整理回答·報告 (様式等(1)~(15)) 意見等照会 意見等の回答 (計画書等(写) 添付) 相談 指導・助言 相談 市町村長 報告 □活動内容有効性の確認

道(森林室)

*指導・助言

□負担金の予算措置確認

1-2)申請書に必要な様式及び資料(追加様式及び様式番号変更)

- ①(様式第1号)提出書類チエックリスト
- ②(様式第2号)採択申請書
- ③ (様式第2号 (別紙)) 年度別活動対象森林面積確認票
- ④ (様式第3号) 活動計画書
- ⑤ 計画図 (募集要領の「9対象森林の計画図の作成及び面積算定」参考
- ⑥ (様式第4号) 対象森林の現況が判る写真
- ⑦・⑧ (様式第5号) 活動組織の規約、(様式第5号の(別紙)活動組織参加同意
- ⑨ (様式第6号) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協 定書(写)
- ⑩対象森林の所有者を証明できる資料(登記簿(登記図)、固定資産税課 税明細書等
- ⑪ (様式第8号) 資機材購入内訳書(資機材を申請する場合のみ提出)
- ⑩ (様式第7号) 森林機能タイプを設置する○○等の土地所有者の同意書
- ③ (様式第9号) 他の補助金・助成金の申請状況
- ⑭ (様式第10号) 採択決定前着手届
- ⑤ (様式第11号) 作業安全のための規範チエックシート
- * 申請に必要な様式は、地域協議会HPからダウンロードして使用してください。
- * 記載例を参考。(不明な点は地域協議会へ問い合わせ!)
- * 森林調査簿、森林計画図は、地元市町村・振興局森林室へ交付申請してください。

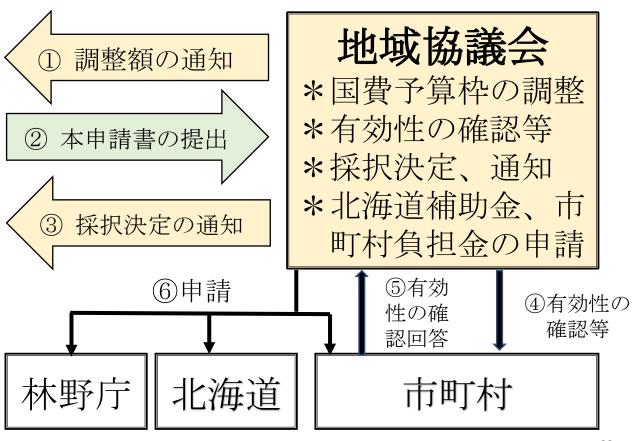
1-3) 採択申請書(本申請)の提出、採択決定

本申請の提出時期:4月

活動組織

①の調整額以内にあわせて本申請書の提出

(訂正(調整) のない書類は再 提出不要)



1-4) 市町村の有効性の確認

(別紙)

市町村名: 〇〇市

活動の有効性等に関する意見等

市町村の意見(該当する項目に〇をつけてください)

※活動内容は添付の申請書等のとおり

活動組織名	1. 活動の有効性	2. 現時点の	対象森林に	こおける森林経'	営計画	直の策定
	有効である	策定 あり _	計画 新間		•	年 月 日 の場合も記入)
〇〇活動組織	有効性は認め	策定		提出有り		※策定無しの場 合、当該年度に おける森林経営
	られない	無し — 	>	提出無し	←	計画の認定請求書の提出の有無

活動組織名	3. 国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合に、この活動組織に対して助成する意思の有無					
	助成する意志	予算措置の状況				
	,	当初予算で措置済み		内示又は負担の通知可能		
│ │ ○○活動組織	有	有補正予算で措置予定	\rightarrow	時期		
				令和 年 月 日		
	無 今年度は予算措置なし(未定の場合も現時点では無とする)					

その他ご意見がありましたら、ご自由に記載ください。

1-4) 交付金等の概算払い

【国交付金を概算で支払予定時期】

■第1回目:第1·2四半期(4~9月) 7月頃

■第2回目:第3四半期 (10~12月) 10月頃

■第3回目:第4四半期 (1~2月) 1月頃

注:活動組織からの概算払申請書により支払います。

資金繰り表(記載例)

○○活動組織(単位:千円)

月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
人件費	200	150	50		200	320	50	120	240	100	1,430
委託費					500						500
資材費		300			•						300
計	200	450	50		700	320	50	120	240	100	2,230

注:この資金繰り表は、国費概算払請求に必要なので、提出する採択申請書の「6.月別スケジュール」の作業状況等にもとづき作成し、地域協議会に報告願います。

なお、この資料の提出されないと概算払いができませんので必ず提出願います(提出は6月頃)

1-5) 実施状況報告書(実績報告)の提出

提出期限: 2月28日又は事業完了後14日以内のいずれか早い日までに提出。

活動組織

*実施状況報告 書、関係書類 (紙で提出)

実施状況報告書の提出

確認通知

地域協議会

- *報告書の審査
- *国・道・市町村へ報告

【実施報告で必要な書類】 (①~⑩の様式は、HPからダウンロード)

- ① (様式第14号) 実施状況報告書提出提出チエックリスト表
- ②(様式第15号)活動記録簿
- ③ (様式第16号) 作業写真整理帳 (別添1)
- ④(様式第17号)金銭出納簿
- ⑤ (様式第18号) モニタリング結果報告書
- ⑥ (様式第19号) 森林山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書
- ⑦(様式第20号)森林・山村多面的機能発揮対策実績報告書
- ⑧ (様式第21号) 実施状況整理票
- ⑨ (様式第22号) 森林・山村多面的機能発揮に対する効果チェックシート
- ⑩ (様式第23号) 森林機能強化タイプ延長確認票 (実測値)
- ① 預金通帳(写)

② 支払い領収書(写)

1-6)活動の種類と交付金の使途

活動の	種類	交付金の使途
メインメ	地域環境保 全タイプ	人件費、燃料費、傷害保険、賃借料、ヘルメット、手袋、安全靴、なた・のこぎり、防護服、
	森林資源利 用タイプ	事務用品等の消耗品(資機材・施設の整備に掲げるものは除く)、通信運搬費、書籍、委託料、
	森林機能強 化タイプ	印刷費等
サイドメニュー	資機材・施設の整備	刈払機、チェンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、 チッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等工作 物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、 炭焼き小屋、あずまや(休憩や作業のための簡易 建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ (くみ取り費用は自己負担)、携帯型GPS機材、 設置費等、汎用性のある物品等は対象外です。
	関係人口創 出・維持タ イプ	人件費(地域外関係者の人件費は対象外)、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品(資機材・施設の整備に掲げるものは除く)、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、書籍、委託料、印刷費等

1-7)活動組織で作成(実施)する内容

作成(実施)内容	概要
ア目標の設定と モニタリング 成果の検証	・活動目標の設定(初年度の活動開始前に対象森林を調査し、数値目標を定める)・毎年度、数値目標に対する達成度を調査し、活動成果を評価する。(HP、モニタリング調査の手引き参照)
イ活動記録簿、 活動写真、金 銭出納等の整 備・保管	 ・活動日毎に記録簿を整理 ・活動日毎の活動写真(活動記録簿と一致)を撮影整理保管 ・金銭出納簿の整備(領収書の原本整理) (各様式にもとづき整理)
ウ技能・安全研 修等の実施	森林施業技術研修、林業機械安全研修等の実施活動エリア内で年1回以上。活動組織の構成員が全員参加。

1-8) 書類等の整備・保管(実績の取りまとめ)

活動状況は、交付金の適正な運用を確認するため、活動記録簿等でにより証明することとになるので、定められた<u>各様式(HP)</u>に従い整理し、地域協議会へ提出してください。

ア	活動記録簿	活動実施日、参加人数、活動内容の整理
イ	作業写真整理帳	活動日に参加者全員と使用資機材を含め他た集合写真、 活動する森林の作業前・作業中・作業後の状況写真を 撮影し、実施日や作業内容等を記載し、写真整理帳で 整理する。
ウ		収入(会費が最初に徴収)と支出の発生都度、各日に記帳整理する。 (収支は預金通帳と一致させ、支出に関する領収書の写しを添付)
工		活動の目標、活動実施前の標準地の状況、各年度毎の 標準地状況を整理(状況写真貼付)
才	実施状況整理票	活動実績値、交付金等の収支総額を整理
カ	効果チェック シート	活動組織の概要、活動の変化・成果の確認

1-9) 令和4年度採択申請書(事前審査)の受付

採択申請書(事前審査)の受付期間

2月22日(火)~3月10日(木)17:00

注:受付期間以外(土・日祝祭日を除く)は、受理できません。 活動組織とメールで連絡を実施するため、アドレスは正確に。

【採択の決定等のスケジュール】

- 3月下旬 地域協議会総会にて活動計画書等の承認
- 4月頃 「活動の有効性」について市町村に意見照会
- 4月頃 採択調整額の通知(地域協議会→活動組織)
- 4月頃 本申請書の提出(活動組織→地域協議会)
- 6月頃 採択決定通知(地域協議会→活動組織)

<u>採択前に活動に着手する活動組織は、必ず「採択決定前着</u> 手届(様式第10号)」を提出願います。

1-10) 注意事項ア 日当の単価設定

活動組織において常識的な範囲で単価設定をお願いします。

(例:活動市町村等の単価表にある工種○○を準用)

~最低賃金以上、技術者単価を参考~

(時間あたり@、半日あたり@、1日あたり@設定) 決定した日当単価は、根拠を明確にして整理保管。

- ・活動組織の構成員以外も、日当の支払いは可能です。
- 日当の受領者から、領収書は必要です。
- ~活動への出役者、活動時間が分かる出役簿作成~

イ 伐採届出書の提出(間伐、主伐の場合)

・森林計画区域内で伐採を行う場合は、「伐採及び伐採後の造林届出書」を市町村へ提出しなければなりません。 (伐採開始日の90~30日前)に必ず所定の手続きをしてください。市町村又は(総合)振興局にお問い合わせください。

ウ保安林

・保安林に指定されている場合は、伐採許可等の手続きが必要となりますので、(総合)振興局林務課にお問い合わせください。

エ 交付金の対象になる旅費

- ①構成員又は構成員以外の交通費
- ②地域協議会で主催する「モニタリング説明会」、「チェーンソー・刈払機安全研修会(伝達研修を行う場合のみ)」の参加旅費(高速料金は対象外)
- ③「活動事例報告会・制度説明会」の参加旅費は対象にならないので、ご注意ください。
- ④搬出材を加工場まで運搬に要する交通費 (道内に限る、高速料金は対象外)

オ 申請面積の現地確認等の実施

・地域協議会が、申請面積確認等で活動組織へ出向きますので、現地の境界等の案内をお願いしますので、 を明確しておいてください。

カ預金口座の開設、区分経理

- ①預金口座は、活動組織名で開設してください。
- ②他の団体等からの寄附や補助金のある場合は、交付 金とは別に区分経理を行ってください。

キ 活動対象地の作業

①申請区域の面積に対し、交付金を交付するので、申請区域全体をまんべんなく実施し、不実行区域が生じないようお願いします。

(つる切り、除伐、笹刈り、枯損木等の処理など)

②申請面積のうち一部区域を未実施の場合、未実施区 域面積分を返還(精算)していただきます。

ク モニタリング調査地の設定

- ①モニタリングは、毎年度、数値目標の達成度を調査 し、活動の成果を評価するものです。
- ②年間の継続調査のため、モニタリング調査地には 必ず標識又は標板を設置してください。

ケ 交付金の対象にならないもの

- ①デジタルカメラ類、パソコン類、ドローン、軽トラック、製材用機材、発電機、ペレット製造器・ボイラー、 ブリケット製造器・ボイラー、目立て機、作業服、防 寒着、加工用機材、ブリケット製造器、携帯電話、井 戸掘りなど
- ②食糧費
- ③銀行等の振込手数料
- ④資格取得のための受講料、受験料
- ⑤チェーンソー、刈払機の修繕料(軽微な部品交換は可能)

⑥リース機械の修繕料

1-11) その他

ア 傷害保険の加入

活動組織は必ず保険加入して活動のこと! (参考)

① 【グリーンボランティア保険】

- ・問合せ先「NPO法人森づくりフォーラム」
- 連絡先
 電話
 03-3868-9535

 FAX
 03-3868-9536

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

② 【スポーツ安全保険】

- ・問合せ先 「公益財団法人スポーツ安全協会北海道支部」
- ・連絡先 電話 011-820-1709 引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

③ 【総合生活保険(傷害補償)】

- ・問合せ先 『株式会社東海日動パートナーズ北海道札幌支店』
- 連絡先 電話 011-232-0701FAX011-232-0702

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

ご静聴ありがとうございました。

060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1

林業会館3F

公益社団法人北海道森と緑の会内

北海道森林·山村多面的機能発揮対策地域協議会事務局

TEL: $0 \ 1 \ 1 - 2 \ 6 \ 1 - 9 \ 0 \ 2 \ 2$